

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第2回理事会 議事録

1. 日 時 2018年9月14日(金) 開会 午前9時25分
閉会 午前10時55分

2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 5階 506号室

3. 出席者

理事長 二宮 雅也 [議長]
理 事 逢見 直人
専務理事・事務局長 柴田 雅人
(構成員3名中出席3名)

監 事 土岐 敦司

事務局 鈴木 均(事務局次長) 大川 昌晴(総務部長)

4. 議 案

第1号議案 常勤の理事に対する報酬等の額の決定の件
第2号議案 専門家会議委員選任の件
第3号議案 諸規程の制定に関する件
第4号議案 指定活用団体への指定申請の件

5. 報 告

(1) 第1回評議員会および第2回評議員会における決議事項について
(2) その他

6. 提出資料

資料第1 常勤の理事に対する報酬等の額について(案)
資料第2 (一財)日本民間公益活動連携機構(JANPIA)専門家会議委員(案)
資料第3 諸規程(案)
資料第4 「指定活用団体」への指定の申請について(案)
資料第5 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
資料第6 理事に対する報酬等の支払いについて
資料第7 (一財)日本民間公益活動連携機構(JANPIA)評議員名簿
資料第8 評議員会規則
資料第9 倫理規程
資料第10 リスク管理規程

資料第 11 首都直下地震等対策ガイドライン

資料第 12 特定個人情報取扱規則

7. 議事概要

午前 9 時 25 分開会、定款第 42 条により二宮理事長が議長となり、理事の現在数 3 名中 3 名が出席しており本理事会は有効に成立していることを確認した後、開会を宣し、議事に移った。

なお、議事録署名人は、定款第 46 条第 2 項により、二宮理事長と土岐監事となることを確認した。

(1) 議案審議

第 1 号議案 常勤の理事に対する報酬等の額の決定の件

資料第 1 に基づき、二宮議長から常勤の理事に対する報酬等の額について説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。あわせて、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に基づく常勤の理事への報酬の支払い方法や、非常勤の理事および評議員に対する報酬等の支払い時期について説明したほか、非常勤の監事の報酬額については監事間の協議で決定するよう要請した。

ここで二宮議長より、議事進行の都合上、第 3 号議案を先に審議することとしたいとの提案があり、異議なく承認された。

第 3 号議案 諸規程の制定に関する件

資料第 3 に基づき、柴田専務理事・事務局長より専門家会議規則案、役員の利益相反防止の自己申告に関する規程案、経理規程案、公印規程案、民間公益活動促進業務規程案、就業規則案、育児・介護休業規程案、ハラスメントの防止に関する規程案、および給与規程案について説明があった。あわせて、今後、給与規程の別表となる職員の等級ごとの給与テーブルを定めるに先立ち、大まかな給与水準案が示された。

これに関する質疑応答は以下の通り。

- (土岐監事) 専門家会議規則案に利益相反が生じた場合の規定が入っていないのは、外部専門家は常に給付を受ける可能性があり、利益相反の可能性を排除したら該当者が存在しないからか。

(鈴木事務局次長) 専門家会議は法人運営の基本的事項について専門的な観点から意見を聞くもので、同会議の委員個人の利益に関わりそうな個別具体的な論点には立ち入らないものであるから、規定していない。

- (二宮理事長) 給与水準は他財団などの水準を参考にした。また、全て公開するつもりである。

(逢見理事) 妥当な給与水準で、お手盛りではないと思う。今後改定するときの定めも大切だ。

(鈴木事務局次長) 別表部分も含め、給与規程の改定は理事会における決議事項であるため、改定の際はご審議いただく。

以上の質疑応答の後、決をとったところ、給与規程を除く全ての規程について異議なく可決承認された。また給与規程については、別表部分を完成させた上で、再度理事会に諮ることが承認された。さらに、全体の調整を図る上で各規程に軽微な修正が必要な場合は、これを二宮理事長に一任した上で行うことについても承認された。

第2号議案 専門家会議委員選任の件

資料第2に基づき、柴田専務理事・事務局長より専門家会議の委員選任について説明があり、審議の結果全ての候補者の選任が異議なく可決承認された。

第4号議案 指定活用団体への指定申請の件

資料第4に基づき、鈴木事務局次長より休眠預金等活用法に基づく指定活用団体への指定申請を行いたいとの説明があった。そして、資料第4の付属資料である申請書類について、業務実施計画、準備行為実施計画、および民間公益活動促進業務規程案の内容を中心に説明があった。

これに関する質疑応答は以下の通り。

- (逢見理事) 新規企画支援プログラムの助成対象となる企画として、具体的にはどのようなものを想定しているのか。

(鈴木事務局次長) 例えば成長性の高い団体に対し、助成に加え役員や理事を派遣するなどして経営改革を行い、より多くの社会的リターンが生じるよう伴走支援する「ベンチャー・フィランソロピー」活動を考えている。現在これができる団体は限られており、今後増やしていくことを目指す。このほか、企業などさまざまな主体を巻き込む事業モデルの立ち上げなど、新しい取り組みを支援したい。

- (逢見理事) 緊急災害支援プログラムの助成対象となる活動は国内災害に関するものに限定されるか。

(鈴木事務局次長) そのとおりだ。

以上の質疑応答の後、決をとったところ、異議なく可決承認された。その後、申請に関する今後の予定について補足説明があった。

(2) 報 告

① 第1回評議員会および第2回評議員会における決議事項について

資料第5から第9に基づき、柴田専務理事・事務局長より第1回評議員会および第2回評議員会における決議事項について説明があった。

② その他

柴田専務理事・事務局長より、リスク管理規程について、第1回理事会での修正提案を受けて資料第10の通り情報漏洩や不正アクセスに関する内容を追加したとの報告があった。また、資料第11および資料第12に基づき、理事長が定めるとされている首都直下地震等対策ガイドラインおよび特定個人情報取扱規則の制定について報告があった。

以上をもって、第2回理事会の議事が全て終了したので、議長は議場にその協力を感謝し、午前10時55分、閉会を宣言した。

